

目 次

第 1 号 4月3日（金曜日）

令和2年第1回下郷町議会臨時会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
仮議席の指定	4
議長の選挙について	4
議席の指定について	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
副議長の選挙について	8
議席の一部変更について	10
常任委員会委員の選任について	11
議会運営委員会委員の選任について	12
南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について	13
南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙について	13
下郷町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	14
議員派遣の件	18
閉会中の継続審査申出について	18
閉会	19

令和2年第1回下郷町議会臨時会会議録第1号

招集年月日	令和2年4月3日			
本会議の会期	令和2年4月3日から4月3日までの1日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和2年4月3日	午前10時13分	臨時議長 星 能 哲
	閉会	令和2年4月3日	午後4時03分	議 長 小 玉 智 和
応招議員	1番 星 和 志	2番 小 椋 淑 孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌 彦	6番 玉 川 邦 夫	7番 佐 藤 盛 雄	8番 星 輝 夫
	9番 湯 田 健 二	10番 星 能 哲	11番 湯 田 純 朗	12番 小 玉 智 和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和 志	2番 小 椋 淑 孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌 彦	6番 玉 川 邦 夫	7番 佐 藤 盛 雄	8番 星 輝 夫
	9番 湯 田 健 二	10番 星 能 哲	11番 湯 田 純 朗	12番 小 玉 智 和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	1番 星 和 志	2番 小 椋 淑 孝		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉 川 一 郎	参事兼総務課長 室 井 哲	総合政策課長 玉 川 武 之
	税務課長兼会計管理者 只 浦 孝 行	町民課長 渡 部 浩 市	健康福祉課長 弓 田 昌 彦	農林課長 湯 田 英 幸
	建設課長 猪 股 朋 弘	教育委員会教育長 星 敏 惠	教育次長 湯 田 浩 光	農業委員会事務局長 大 竹 浩 二
	代表監査委員 渡 部 正 晴			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室 井 節 夫	書記 室 井 徳 人		
	書記 芳 賀 沼 崇 正			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年第1回下郷町議会臨時会議事日程（第1号）

期日：令和2年4月3日（金）午前10時開会

開 会

町長挨拶

自己紹介（議員、町執行部、議会事務局）

臨時議長紹介

臨時議長着席（臨時議長挨拶）

開 議

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙について

新議長着席 小 玉 智 和

（追加議事日程の配付）

追加日程第 1 議席の指定について

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

1 番 星 和 志

2 番 小 椋 淑 孝

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 副議長の選挙について

追加日程第 5 議席の一部変更について

追加日程第 6 常任委員会委員の選任について

追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 8 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

追加日程第 9 南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙について

追加日程第 10 下郷町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

追加日程第 11 議員派遣の件

追加日程第 12 閉会中の継続審査申出について

閉 会

(会議の経過)

○議会事務局長（室井節夫君） おはようございます。私は、事務局長の室井節夫と申します。このたびはご当選おめでとうございます。

本日は、一般選挙後の初めての議会であります。また、本日は主として議会構成関係につきましてご決定をお願いいたしたいと存じますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

臨時議長がまだ着席されておられませんので、その間私が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、町長からご挨拶をお願いいたします。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回下郷町議会臨時会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る3月22日に執行されました下郷町議会議員一般選挙におきまして、町民の皆様のご期待を担い、めでたくご当選の栄を得られ、本日ここに初の議会を開会する運びとなりましたことは、誠にご同慶の至りに存じます。現行地方自治制度が発足してから、72年を経過し、その間諸制度が整備、充実されるとともに、町議会先輩各位のたゆまぬ努力により、町政の堅実なる発展を見ておりますことは、誠に喜びにたえないところであります。私といたしましても、今後とも住民福祉の増進のため、渾身の努力を傾けてまいる所存であります。

さて、今年度は目指す将来像を『未来創生交流のまち下郷～「つなぎ、育み、人づくりのまち」を目指して～』と定めた第6次下郷町総合計画の初年度の年であり、かつまち・ひと・しごと創生下郷町人口ビジョン、下郷町創生総合戦略の再スタートの年でもあり、さらには地域振興や周遊観光の活性化、救急医療の強化につながる会津縦貫南道路湯野上バイパスの令和7年度全線開通に向けて、その対応策を加速化するなど、町が大きく動き出す年となります。

人口減少、少子高齢化問題、また現下の新型コロナウイルス感染症への対応や台風19号被害からの復旧など、町が抱える課題も様々でございます。しかしながら、これら諸計画に基づく各種施策を着実に実施し、あわせて道路網の整備に伴う事業効果を早期に発現させ、その効果をまちづくりに波及させることにより、必ず未来への道は開けるものと確信しております。

今臨時会におきましては、正副議長の選挙をはじめ、新たな議会の体制についてご決定をいただく予定であります。今後とも町と議会が一体となって、町民の皆様のご負託に応じてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましては、町政への特段のご理解とご支援、そしてご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、議員各位の一層のご活躍とご健勝をご祈念申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（室井節夫君） ありがとうございます。

続きまして、自己紹介に入らせていただきます。

議員の皆様から出身、氏名等の自己紹介をお願いいたします。
それでは、1番議席にお座りの方から順次お願い申し上げます。

(議員自己紹介)

○議会事務局長(室井節夫君) ありがとうございます。

議員の皆様の自己紹介が終わりましたので、執行部及び行政委員会のご紹介を副町長からお願いいたします。

○副町長(玉川一郎君) おはようございます。

それでは、執行機関の方々を私のほうからご紹介させていただきます。

(執行機関紹介)

○議会事務局長(室井節夫君) ありがとうございます。

続いて、私から議会事務局職員を紹介いたします。

(議会事務局紹介)

○議会事務局長(室井節夫君) 以上で紹介を終わらせていただきます。

次に、本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中から年長の議員が臨時に議長の職を行うことになっております。臨時議長を紹介いたします。

年長の星能哲議員であります。

星能哲議員、どうぞ議長席に着席してください。

(臨時議長着席)

○臨時議長(星能哲君) ただいま議会事務局長より紹介いただきました星能哲でございます。本日招集されました令和2年第1回下郷町議会臨時会の開会に当たり、地方自治法第107条の規定によって、私が臨時議長の職務も行うことになりました。もとより議長選挙までの限られた期間ではありますが、議員各位のご協力によりまして、任務を果たしたいと思っております。何とぞ格段のご支援を賜りますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回下郷町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。(午前10時13分)

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長(星能哲君) 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

この際、議会構成関係に係る事項等につきまして、全員協議会に切り替え、協議いたしますので、暫時休憩いたします。(午前10時14分)

○臨時議長(星能哲君) 再開いたします。(午前10時47分)

日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（星能哲君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（星能哲君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に佐藤盛雄君、小玉智和君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（星能哲君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（星能哲君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○臨時議長（星能哲君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

議会事務局長が氏名を読み上げあげますので、順番に投票願います。

事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） 点呼を申し上げます。

点呼の前にご了承をお願いいたします。議事の都合上、皆様のお手元に議員の一覧表を配付してございます。当選回数が多い議員、生年月日の順に記載をしてございます。先例によりまして、この表の順序に従い点呼をさせていただきます。

（何事か声あり）

○臨時議長（星能哲君） 会議規則には、「記載台で記入すること」はないため、有効な投票として取り扱い、続行することで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（星能哲君） 異議なしと認めまして、記載台での投票をお願いします。

（点呼・投票）

○臨時議長（星能哲君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（星能哲君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

佐藤盛雄君、小玉智和君、開票の立会いをお願いします。

それでは、開票をお願いします。

(開 票)

○臨時議長（星能哲君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。うち有効投票12票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、湯田健二君、6票、小玉智和君、6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であり、湯田健二君と小玉智和君の得票数は、いずれもこれを超えております。

両君の得票数は、同得票数であります。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじにより当選人を決定することになっております。

湯田健二君と小玉智和君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじの方法は、議会事務局長から説明させます。

○議会事務局長（室井節夫君） くじは、2回引きます。

1回目は、くじを引く順序を定めるくじを行います。2回目は、その順序によりくじを引き、当選人を定めるくじを行います。くじは、抽せん棒で行います。

1回目の順序を定めるくじは1番と2番の番号の抽せん棒を抽せん箱に入れ、各候補者が抽せん棒を抽出し、引いた番号がくじを引く順序となります。

次に、当選人を定める2回目のくじは、1番から10番までの抽せん棒を抽せん箱に入れ、決定されたくじの順序により交互に5回ずつ抽せん棒を引き、抽出された数字の合計数の多い候補者を選挙の当選人と定めることとなります。

○臨時議長（星能哲君） それではくじを行います。

議場の出入口を閉じます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（星能哲君） 湯田健二君、小玉智和君の両名、前にお進みください。

佐藤盛雄君、山名田久美子君、くじの立会いをお願いします。

(くじ引)

○臨時議長（星能哲君） くじの結果を報告します。

湯田健二君、27点、小玉智和君、28点。

したがって、小玉智和君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（星能哲君） ただいま議長に当選されました小玉智和君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、ただいま議長に当選されました小玉智和君から発言を求めます。

○議長（小玉智和君） それでは、議長就任挨拶をさせていただきます。

一言ご挨拶を申し上げます。ただいまは、大勢の皆様のご支援をいただき、議長に選出賜りまして、身に余る光栄に存じ、心から厚くお礼を申し上げます。

浅学非才の未熟者の私でございますが、皆様のご協力をいただきながら、全身全霊

を傾け、町政発展のため、そして、町、議会発展のために尽くす決意でございます。
どうぞ議員の皆様及び執行者の皆様のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げまして、
甚だ簡単ではございますが、議長就任の挨拶にさせていただきます。本当にありがと
うございました。

- 臨時議長（星能哲君） これにて、臨時議長として私の任務は終了いたしました。
議事進行についてご協力いただきまして、誠にありがとうございました。
それでは、小玉智和君、議長席にお着き願います。

（新議長着席）

- 議長（小玉智和君） それでは、これから追加議事の日程につきまして、事務局と打合
せのため、暫時休憩いたします。（午前11時27分）

-
- 議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午前11時35分）
予定しております追加議事日程を配付いたします。

（追加議事日程の配付）

- 議長（小玉智和君） 配付漏れございませんか。
（「なし」の声あり）

- 議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。
お諮りいたします。ただいま配付いたしました追加議事日程の追加日程第1から追
加日程第12までの12件を日程に追加し、議題にしたいと思っております。ご異議ございませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。
したがって、追加日程第1から追加日程第12までの12件を日程に追加し、議題とい
たします。
直ちに議事に入ります。

追加日程第1 議席の指定について

- 議長（小玉智和君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定につきましては、先例により、この場において抽せんにより決定し、そ
れを議長が会議規則第4条第1項の規定に基づき、議席を指定することになっており
ます。

また、議長は最終議席の12の席を通例としておりますので、ご了承願います。

さらに、副議長の席につきましては、最終2番議席の11番とすることも通例として
おります。また、副議長の議席につきましては、選挙の結果により、一部議席の変更
をさせていただきますので、12番の議長の席を除く、1番から11議席について抽せん
を行います。

議席1番より抽せんをいただきます。

それでは、事務局をして抽せんをしていただきます。

(議席の抽せん)

○議長(小玉智和君) それでは、議席を会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を議会事務局長より朗読をさせていただきます。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長(室井節夫君) 議席番号1番、星和志君、議席番号2番、小椋淑孝君、議席番号3番、佐藤勤君、議席番号4番、山名田久美子君、議席番号5番、星昌彦君、議席番号6番、玉川邦夫君、議席番号7番、佐藤盛雄君、議席番号8番、星輝夫君、議席番号9番、湯田純朗君、議席番号10番、星能哲君、議席番号11番、湯田健二君、議席番号12番、小玉智和君。

以上でございます。

○議長(小玉智和君) ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

それでは、ただいまから議席の入替えをお願いいたします。

(議席入替え)

追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(小玉智和君) それでは、追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において1番、星和志君、2番、小椋淑孝君を指名いたします。

追加日程第3 会期の決定

○議長(小玉智和君) 追加日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。

追加日程第4 副議長の選挙について

○議長(小玉智和君) 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(小玉智和君) ただいまの出席議員は12名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に10番、星能哲君、9番、湯田純朗君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(小玉智和君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○議長(小玉智和君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、議席番号順に投票願います。

議会事務局長、室井節夫君。

(点呼・投票)

○議長(小玉智和君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

10番、星能哲君、9番、湯田純朗君、開票の立会人をお願いいたします。

それでは、開票をお願いいたします。

(開 票)

○議長(小玉智和君) それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。うち有効投票12票、無効投票ゼロ票でございます。

有効投票のうち、星輝夫君、6票、湯田純朗君、6票、以上のおりであります。

間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力をお願いいたします。

それでは、選挙の法定投票数は3票であります。星輝夫君、湯田純朗君、投票数はいずれもこれを超えております。

両君の投票数は、同一票数であります。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定に準じて、くじにより当選人を決定することになります。

それでは、星輝夫君と湯田純朗君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじの方法を議会事務局長から説明をさせていただきます。

○議会事務局長(室井節夫君) くじは2回引きます。

1回目は、くじを引く順序を定めるくじを行います。2回目は、その順序によりく

じを引き、当選人を定めるくじを行います。くじは抽せん棒で行います。1回目の順序を定めるくじは1番と2番の抽せん棒を抽せん箱に入れ、各候補者が抽せん棒を抽出、引いた番号がくじを引く順序となります。

次に、当選人を定める2回目のくじは、1番から10番までの抽せん棒を抽せん箱に入れ、決定されたくじの順序により交互に5回ずつ抽せん棒を引き、抽出された数字の合計数の多い候補者を副議長選挙の当選人と定めることとなります。

○議長（小玉智和君） それでは、くじを行います。

議場の出入口を閉じます。

（議場閉鎖）

○議長（小玉智和君） 星輝夫君、湯田純朗君の両名、前にお進みください。

それでは、立会人に10番、星能哲君、7番、佐藤盛雄君、くじの立会いをお願いいたします。

（くじ引）

○議長（小玉智和君） それでは、くじの結果を報告いたします。

星輝夫君、24点、湯田純朗君、31点。

したがって、湯田純朗君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（小玉智和君） それでは、ただいま副議長に当選されました湯田純朗君が議場にいられますので、本席から会議則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、ただいま副議長に当選されました湯田純朗君から発言を求めます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（湯田純朗君） ただいま皆様方のご推挙によりまして、副議長の栄誉職に就かせていただきましたことは、誠に身に余る光栄でございます。私は、町議会議員として経験も浅く、その器ではないことは、よく承知しておりますが、副議長として議長の補佐役を全うするため、皆様方のご協力を得まして、最善の努力を尽くし任務を果たしたい決意であります。皆様方の温かいご支援を心からお願い申し上げまして、就任のご挨拶といたします。ありがとうございます。

追加日程第5 議席の一部変更について

○議長（小玉智和君） それでは、追加日程第5、議席の一部変更を行います。

ただいま副議長の選挙に伴い、副議長に湯田純朗君が決定されましたので、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部変更を行います。

先例により、副議長の席は11番ということですので、11番、湯田健二君の議席を9番に、副議長、湯田純朗君の議席を11番にそれぞれ変更いたします。

入替えをお願いいたします。

（議席の一部変更）

追加日程第6 常任委員会委員の選任について

○議長（小玉智和君） それでは、追加日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

なお、常任委員会は下郷町議会委員会条例第2条の規定により、委員会の名称、委員定数は、総務文教常任委員会6名、産業厚生常任委員会が6名、議会広報常任委員会が4名の3つの常任委員会で構成されます。

なお、議会広報委員会委員は、下郷町議会運営に関する先例の4により、総務文教常任委員会から2名、産業厚生常任委員会から2名をそれぞれ選任することになります。

それから、常任委員会の構成及び正副委員長の互選等をお願いすることになりますが、先般了承いただきましたとおり、先例により、議長は総務文教常任委員会に、副議長は、産業厚生常任委員会に所属されますことを申し添えます。

なお、常任委員会の構成に係る部屋割りを議会事務局長よりお知らせいたします。
議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） 各常任委員会の構成に伴う協議の部屋割りについては、総務文教常任委員会につきましては302会議室、産業厚生常任委員会につきましては303会議室でお願いいたします。総務文教、産業厚生各常任委員会が終了次第301会議室で、議会広報常任委員会を開催いたします。

なお、各常任委員会委員の構成等が決定されましたら、議会事務局までご連絡いただきたいと思っております。

○議長（小玉智和君） それでは、暫時休憩をいたします。（午後 0時16分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 2時10分）

ご連絡申し上げます。今定例会に説明員として出席を求めた者のうち、代表監査委員、渡部正晴君が所用のため、本日の午後の会議は欠席となりますので、ご了承願います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定に基づき、総務文教常任委員会委員に、佐藤勤君、山名田久美子君、星昌彦君、星能哲君、湯田健二君、そして私、小玉智和の6名でございます。産業厚生常任委員会委員に、星和志君、小椋淑孝君、玉川邦夫君、佐藤盛雄君、星輝夫君、湯田純朗君の6名でございます。議会広報常任委員会委員に、星和志君、山名田久美子君、玉川邦夫君、星能哲君の4名をそれぞれ指名いたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名された議員を各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、各常任委員会の正副委員長の互選をお願いしたところ、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、正副委員長が互選されましたので、議会事務局長よりご報告をさせます。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） ご報告申し上げます。

総務文教常任委員会委員長に湯田健二君、副委員長に山名田久美子君、産業厚生常任委員会委員長に小椋淑孝君、副委員長に玉川邦夫君、議会広報常任委員会委員長に山名田久美子君、副委員長に玉川邦夫君が決定されたことをご報告申し上げます。

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（小玉智和君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第3条の2第2項の規定により4名であります。

議会事務局長から委員の選任の方法について説明をさせます。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） 事務局長、ご説明いたします。

下郷町議会運営に関する先例の5により、副議長、総務文教、産業厚生各常任委員長の3名に、議長経験者から1名の4名を選出することになっておりますので、副議長の湯田純朗議員、総務文教常任委員長の湯田健二議員、産業厚生常任委員長の小椋淑孝議員、議長経験者の佐藤勤議員、佐藤盛雄議員のうちの1名の方になるのではないかと考えられます。今回議長経験者2名の方がおられますので、2名の方で正副議長室におきまして協議をいただきたいと存じます。

暫時休憩し、委員の構成についてご協議を願いたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。（午後 2時15分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午後 2時30分）

ただいま議長経験者の2人にご協議をしていただきましたので、この結果を議会事務局長よりご報告を申し上げます。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） ご報告申し上げます。

議長経験者からは、佐藤盛雄議員が選出されました。

これによりまして、議会運営委員会委員には、副議長の湯田純朗議員、総務文教常任委員長の湯田健二議員、産業厚生常任委員長の小椋淑孝議員、議長経験者の中から佐藤盛雄議員の方々になるのではないかと考えられます。

○議長（小玉智和君） ただいま議会事務局長が説明した方々でご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

お諮りします。委員会条例第5条第4項の規定により、湯田純朗君、湯田健二君、小椋淑孝君、佐藤盛雄君を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがしまして、湯田純朗君、湯田健二君、小椋淑孝君、佐藤盛雄君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、暫時休憩し、議会運営委員会正副委員長の互選について協議を願いたいと思いますので、ただいま選任された議会運営委員会の方々は303会議室にご参集願います。

暫時休憩いたします。（午後 2時33分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開をいたします。（午後 2時48分）

議会運営委員会正副委員長の互選をお願いしましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） ご報告申し上げます。

議会運営委員会委員長に佐藤盛雄君、副委員長に小椋淑孝君が決定されたことをご報告申し上げます。

追加日程第8 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議長（小玉智和君） 追加日程第8、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。先刻全員協議会で了解を得ました方法により、既に各委員会で選出されており、さらには下郷町議会運営に関する先例の6により、議長の指名で行うことになっておりますので、議会事務局長より報告をさせます。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） ご報告申し上げます。

南会津地方広域市町村圏組合議会議員に、星能哲君、星輝夫君、小玉智和君が選出されております。

以上で報告を終わります。

○議長（小玉智和君） お諮りします。

ただいま議会事務局長報告の3名を南会津地方広域市町村圏組合議会議員に決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました星能哲君、星輝夫君、私、小玉智和を南会津地方広域市町村圏組合議会議員に決定いたしました。

追加日程第9 南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙について

○議長（小玉智和君） それでは、追加日程第9、南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。先刻全員協議会で了解を得ました方法により、既に各委員会で選出されており、さらには下郷町議会運営に関する先例の6により、議長の指名で行うことになっておりますので、議会事務局長より報告をさせます。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） ご報告申し上げます。

南会津地方環境衛生組合議会議員に星昌彦君、佐藤盛雄君、湯田純朗君、小玉智和君が選出されております。

以上で報告を終わります。

○議長（小玉智和君） お諮りします。

ただいま議会事務局長報告の4名を南会津地方環境衛生組合議会議員に決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました星昌彦君、佐藤盛雄君、湯田純朗君、そして私、小玉智和を南会津地方環境衛生組合議会議員に決定をいたしました。

追加日程第10 下郷町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（小玉智和君） 追加日程第10、下郷町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

まず最初に、地方自治法第182条第1項の規定に基づき、4名の選挙管理委員会委員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

（議場閉鎖）

○議長（小玉智和君） ただいまの出席議員は12名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に10番、星能哲君、9番、湯田健二君を指名いたします。

投票用紙をお配りします。

（投票用紙配付）

○議長（小玉智和君） それでは、投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

○議長（小玉智和君） それでは、異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の地区名と氏名を記載の上、点呼に応

じて順次投票をお願いします。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長、室井節夫君。

(点呼・投票)

○議長（小玉智和君） それでは、投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

10番、星能哲君、9番、湯田健二君に開票の立会いをお願いします。

それでは、開票をお願いします。

(開 票)

○議長（小玉智和君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。うち有効投票11票、無効投票1票でございます。

有効投票のうち、地区名、姫川、我妻洋君、4票、小野、星学君、4票、倉村、渡部和夫君、2票、中妻、一柳貞夫君、1票でございます。

この選挙の法定得票数は1でございます。投票数は、いずれもこれを超えておりません。

したがって、姫川、我妻洋君、小野、星学君、倉村、渡部和夫君、中妻、一柳貞夫君の4名が下郷町選挙管理委員会の委員に当選されました。

次に、同補充員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

投票用紙をお配りします。

(投票用紙配付)

○議長（小玉智和君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（小玉智和君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の地区名と氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を申し上げますので、順次投票をお願いします。

議会事務局長。

(点呼・投票)

○議長（小玉智和君） それでは、投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

10番、星能哲君、9番、湯田健二君、開票の立会いをお願いします。

それぞれ開票をお願いします。

(開 票)

○議長（小玉智和君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。うち有効投票11票、無効投票1票でございます。

有効投票のうち、地区名、雑根、筒井勲君、3票、姫川、星忠宏君、2票、中山、加藤浩一君、2票、塩生、五十嵐正雄君、1票、檜原、佐藤均君、1票、張平、星徳曦君、1票、大内、佐藤一夫君、1票でございます。

この選挙の法定得票数は1であります。得票数は、いずれもこれを超えております。

それでは、姫川、星忠宏君、中山、加藤浩一君の得票数は、同得票数であります。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用し、くじにより当選人を決定することとなっております。

議会事務局長より、くじの方法を説明させていただきます。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） それではご説明を申し上げます。

くじは2回引いていただきます。1回目は、くじを引く順序を決めるくじを行います。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは抽せん棒で行います。1回目の順序を決めるくじは、1番と2番の番号を抽せん箱の中に入れ、事務局に抽せん棒を抽出させます。その番号がくじを引く順序となります。

次に、当選人を決める2回目のくじは、1番から10番までの抽せん棒を抽せん箱に入れ、決定されたくじの順序により、相互に5回ずつ抽せん棒を抽出させ、抽出された数字を合計した数の多い者を当選人と決定することになります。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、くじの執行は事務局で行います。

それでは、くじを行います。

10番、星能哲君、9番、湯田健二君の立会いをお願いします。

それでは、くじの執行をお願いします。

(何事か声あり)

○議長（小玉智和君） それでは、訂正をさせていただきます。

先ほどの方々は当選となりました。これから読み上げる方々は抽せんを行います。

立会いの方は席にお戻りください。申し訳ありません。

それでは、塩生、五十嵐正雄君、檜原、佐藤均君、張平、星徳曦君、大内、佐藤一夫君の得票数は、同得票数であります。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじにより当選人を決定することとなっております。

議会事務局長より、くじの方法を説明させます。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） それでは、ご説明を申し上げます。

くじは、2回引いていただきます。1回目は、くじを引く順序を決めるくじを行います。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは抽せん棒で行います。1回目の順序を決めるくじは、1番から4番の番号を抽せん箱に入れ、事務局に抽せん棒を抽出させます。その番号がくじを引く順番となります。

次に、当選人を決める2回目のくじは、1番から20番までの抽せん棒を抽せん箱に入れ、決定されたくじの順序により、相互に5回ずつ抽せん棒を抽出させ、抽出された数字を合計した数の多い者を当選人と定めることとなります。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 大変申し訳ありません。くじの執行は、事務局で行います。

それでは、くじを行います。

10番、星能哲君、9番、湯田健二君、くじの立会いをお願いします。

それでは、くじの執行をお願いいたします。

（くじ引）

○議長（小玉智和君） それでは、くじの結果を報告いたします。

地区名、塩生、五十嵐正雄君、60点、檜原、佐藤均君、42点、張平、星徳曦君、58点、大内、佐藤一夫君、50点でございます。

続きまして、当選されています姫川、星忠宏君、中山、加藤浩一君は、同得票数でございますので、順位2番、3番をつけるため行います。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじにより順位を決定することとなっております。

議会事務局長より、くじの方法を説明させていただきます。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） それでは、ご説明を申し上げます。

くじは2回引いていただきます。1回目は、くじを引く順序を決めるくじを行います。2回目は、この順序によってくじを引き、順位を決定するためのものです。

くじは抽せん棒で行います。1回目の順序を決めるくじは、1番と2番の番号を抽せん箱の中に入れ、事務局に抽せん棒を抽出させます。そのくじがくじを引く順序となります。

次に、順位を決める2回目のくじは、1番から10番までの抽せん棒を抽せん箱に入

れ、決定されたくじの順序により相互に5回ずつ抽せん棒を抽出させ、抽出された数字を合計した数の多い者を当選人と決定することになります。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） くじの執行は、事務局が行います。

それでは、くじを行います。

10番、星能哲君、9番、湯田健二君、くじの立会いをお願いします。

それでは、くじの執行をお願いいたします。

（くじ引）

○議長（小玉智和君） それでは、くじの結果を報告いたします。

姫川、星忠宏君、23点、中山、加藤浩一君、32点でございます。

この結果が決まりましたので、4名の選挙管理委員会補充員の当選者を申し上げます。補充員第1番、地区名、雑根、筒井勲君、2番、中山、加藤浩一君、3番、姫川、星忠宏君、4番、塩生、五十嵐正雄君の4名が下郷町選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

追加日程第11 議員派遣の件

○議長（小玉智和君） 次に、追加日程第11、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、お手元に配付されております発議のとおりでありますので、発議の朗読を省略します。

これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） なしと認めます。

それでは、質疑を終わります。

お諮りします。この件につきましては、発議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については発議のとおり決定いたしました。

追加日程第12 閉会中の継続審査申出について

○議長（小玉智和君） 追加日程12、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、別紙のとおり閉会中の継続審査申出書が提出されております。

発議の朗読を省略し、お手元にお配りした発議によってご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については、発議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出の件については、発議のとおり決定いたしました。

以上で本臨時会の会議に付託された事件は全て終了いたしました。

それから、各常任委員会より選任されました公有財産審議会委員についてご報告いたします。公有財産審議会委員に、星輝夫君、佐藤盛雄君、佐藤勤君、星昌彦君の4名が推薦されました。私より町長に対し、委員の推薦名簿を提出いたしますので、ご了承願います。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回下郷町議会臨時会を閉会いたします。（午後 4時03分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年4月3日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員